

役員の給与及び退職手当の支給基準（令和7年12月1日現在）

1 給 与

(1) 常勤役員

給与の種類	支給基準等
本俸（月額）	会長 1,114,000円 理事 875,000円
地域手当	本俸月額×0.2
通勤手当	国家公務員の例に準じて支給
特別手当（年額）	(本俸月額+地域手当月額) × 4.36 なお、上式で計算される金額の50%については、非常勤役員で構成する業績評価委員会の評価により、その±50%の範囲で増減がある。

(2) 非常勤役員

給与の種類	支給基準等
非常勤役員手当（月額）	副会長 92,000円 監事 92,000円 理事 51,000円

注：地域手当、通勤手当及び特別手当は支給しない。

2 退職手当（常勤役員）

退職日における本俸月額×在職期間（月数）×0.28